「スポーツ文化ツーリズムアワード2025」公募要領

令和７年８月21日

スポーツ庁・文化庁・観光庁

１．目的

　　スポーツ庁、文化庁及び観光庁（以下「３庁」という。）は、各地域のスポーツと文化芸術資源を結び付け、世界に誇れる新たな観光資源を生み出すなど、新しい地域ブランドや日本ブランドを創出し、観光振興・地域振興を推進することを目的として連携を図り、スポーツ文化ツーリズム※を推進している。

　　その取組の一環として、スポーツ文化ツーリズムの推進に寄与する先進的な取組等について、過去の実績を含めて発掘し、今後の観光の活性化を図るため、「スポーツ文化ツーリズムアワード2025」として優秀な取組を選定・表彰する。

　　※「スポーツ文化ツーリズム」とは、各地域のスポーツと文化芸術資源を結び付けて、新たに生まれる地域ブランドや日本ブランドを確立・発信し、訪日外国人旅行者の増加や、国内観光の活性化を図り、日本及び地域経済の活性化を目指すこと。

２．公募要領

(1)　応募主体

　　　申請者は、地方公共団体、観光振興団体、経済団体、スポーツ団体、地域スポーツコミッション、文化芸術団体、旅行会社等の民間企業、特定非営利活動法人又はそれらの者によって組成される協議体とする。

　　　また、過去に「スポーツ文化ツーリズムアワード」を受賞した者が再応募する場合は、取組内容に新規性が打ち出されていることを条件とする。

(2)　応募要件

次の①～④の全てを満たすイベント又は取組（以下「取組」という。）とする。

　　①　「スポーツ」と「文化資源」のいずれか又は両方と「観光」が結び付いた取組（スポーツ×文化×観光、スポーツ×観光、文化×観光）であること。

|  |
| --- |
| * 「スポーツ」の例：するスポーツ、見るスポーツ、支えるスポーツ、集まるスポーツ、つながるスポーツ * 「文化資源」の例：文化財、その土地の歴史・文化風俗・食、メディア芸術、伝統芸能   　取組例：スポーツや芸術・文化鑑賞を体験できる長期滞在型レジャー、  　　　　　世界文化・自然遺産の中でのウォーキング、伝統文化を取り入れた踊りの体験 |

　　②　国内外の旅行者の増加、長期滞在を促す仕組みや地域への経済波及効果につながる工夫があること。

　　③　地域の活力の着実な増加につながるものであること。

　　④　2019年以降に複数回開催されていること（予選会のようなプレ大会や準備大会、テストイベント、事前説明会等は含まない。）。

|  |
| --- |
| （参考）過去の受賞事例及び受賞団体  《スポーツ文化ツーリズムアワード2024》  <https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00196.html>  《スポーツ文化ツーリズムアワード2023》  <https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00154.html>  《スポーツ文化ツーリズムアワード2022》  <https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00123.html>  《スポーツ文化ツーリズムアワード2021》  <https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00081.html>  《スポーツ文化ツーリズムアワード2020》  <https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00066.html>  《スポーツ文化ツーリズムアワード2019》  <https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00007.html>  《スポーツ文化ツーリズムアワード2018》  <http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1411958.htm>  《スポーツ文化ツーリズムアワード2017》  <http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1398629.htm>  《スポーツ文化ツーリズムアワード2016》  <http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1383574.htm> |

(3)　公募期間

　　　令和７年８月21日（木）から令和７年10月17日（金）17:00まで

３．賞の構成及び選定方法等

(1)　賞の構成

　　　本アワードは、次の３賞で構成する。その他、武道（※１）や日本遺産（※２）、食文化（※３）といった特定の分野に特化した取組や新しい観光の取組に対し、特別賞を設定する。

* スポーツ文化ツーリズム賞
* スポーツツーリズム賞
* 文化ツーリズム賞

　　　　○　特別賞（分野：武道、日本遺産、食文化、新しい観光など）

特別賞の取組例：

・武道や日本遺産、食文化のいずれかに特化した取組

・デジタル技術等の活用により、訪日意欲や地方誘客を促進する取組

・オンラインで行うワークショップによる地域スポーツや伝統文化を継承する取組

・従来の観光にとらわれない新しい旅の形を実現した取組　等

（※１）特に、武道ツーリズム：<https://sporttourism-japan.com/budoBtoB_about.html>（スポーツ庁HP）

（※２）日本遺産：<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/> （文化庁HP）

（※３）食文化：<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shokubunka/index.html>（文化庁HP）

(2)　選定の数及び表彰の実施

審査選考委員による採点結果及び審査選考会の意見を踏まえて各賞の受賞件数を決定し、年度内に表彰を実施する。

(3)　選定方法

　　　公募期間終了後、審査選考委員が採点や意見等を踏まえて選定を行い、３庁が決定する。

(4)　審査の観点

　　　以下の各項目について、具体的に記載した応募申請書の内容をもとに個別に評価する。

なお、⑦については、特別賞の選定に限り、審査の観点に加えるものとする。

①　独創性

　　　　先進的な魅力づくりや、独自のブランディングに関して工夫しているか。

②　発信力

　　知名度を上げるためのPR手法や情報発信の工夫や観光地への注目度・好感度の向上のための工夫をしているか。

　　③　経済効果

　　　　顧客満足度やリピート率の向上・長期滞在につながる工夫が見られ、日本及び地域への大きな経済効果の実績又は見込みがあるか。

　　④　地域性

　　　　地域独自の資源・魅力を生かし、地域住民の生活に配慮しつつ、地域経済活性化へ貢献しているか。また、地域住民と協同することによる地域一体的な取組であるか。

　　⑤　安全性

　　　　安全性が十分に確保され、参加者や旅行者の事故を未然に防ぐ体制であるか。リスクマネジメント、ユニバーサルデザインに関する取組の工夫があるか。

　　⑥　将来性

　　　　今後の発展的なビジョンが明確になっており、他地域への横展開を含めた将来性が見込まれるか。

⑦　特別性

武道や日本遺産、食文化という特定分野に特化した取組や新たな取組であるか。

(5)　選定された取組の扱い

　　　選定された取組については、スポーツ文化ツーリズムに関する優れた取組事例として、各庁のウェブサイトで紹介するほか、令和８年１月頃に開催予定の「第９回スポーツ文化ツーリズムシンポジウム」において、３庁の長官から表彰を行うとともに取組内容の発表の機会を設ける。また、受賞後３年間、３庁連携シンボルマークや３庁が制作する受賞団体の紹介動画を使用したPRを許可する。

　　　さらに、本賞（スポーツ文化ツーリズム賞、スポーツツーリズム賞、文化ツーリズム賞）に選定された取組については、令和８年に開催予定の「ツーリズムEXPOジャパン」へのオンライン商談を含む出展による観光関係団体等とのマッチング等の広報活動の支援を行うこととする。

　　　なお、選定された取組の扱いについては、今後の調整により変更の可能性がある。

　　（参考１）

　　○　 ツーリズムEXPOジャパンについて

<https://www.t-expo.jp/>

* ３庁連携シンボルマークについて

<https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1377278.htm>

　　（参考２）昨年の広報に関する取組の例

* 各庁ウェブサイトへの掲載

<https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1372563.htm>

* 受賞団体の紹介動画の作成

<https://www.youtube.com/watch?v=PSjnFQ8in3Q>

(6)　公募締切後の選考スケジュール（予定）

　　令和７年11月　　　有識者による書類選考、審査選考会の実施

12月　　　受賞団体の公表

　　令和８年１月　　　表彰式（第９回スポーツ文化ツーリズムシンポジウム内）

(7)　その他

* 提出書類等の作成費用については、選定結果にかかわらず申請者の負担とする。
* 必要に応じ、審査期間中に応募の詳細に関するヒアリングへの対応や追加資料の提出等を求めることがある。
* 応募シートに基本情報（連絡先等）を明記すること。
* 広報活動のため、提出された資料を使用する場合がある。著作権の表示等、必要があれば記載すること。
* 受賞が決定した申請者について、広報活動やパネルの制作のため、追加資料の提出等の協力を依頼することがある。
* 選定・不選定の理由に関する個別の問合せには応じかねる。

４．提出方法・提出先

(1)　提出書類

　　　次の書類を、「(2)提出方法」により提出すること。

1. 応募申請書（様式１）
2. 「①応募申請書」の記載内容をMicrosoft PowerPoint（PPT）形式１ページにまとめた概要資料
3. 取組の様子を記録した写真（５～10枚程度）（様式２）

注：データ提出の際は、Microsoft Wordファイルに写真データを貼り付け、加工できる形式にてデータで提出すること。（PDF形式での提出は不可）

(2)　提出方法

　　　次の方法により、電子媒体にて提出すること。申請後、72時間以内に観光庁より申請を受け付けた旨のメールを発信します。メールが届かない場合は、申請手続きが完了していない可能性があるため、下記、観光庁問合せ先まで連絡すること。なお、提出書類について、締切後の差替え、修正は一切認めない。

　　電子メールの件名を「【スポーツ文化ツーリズムアワード】（申請団体名）」とすること。添付データの容量は10MB以下とするのが望ましいが、容量が大きい場合は複数に分割して提出（合計で何通の内、何通目か分かるように電子メールの件名にて表示）すること。

(3)　提出先

　　　観光庁 観光地域振興部 観光資源課

電子メール：[hqt-sports@ki.mlit.go.jp](mailto:hqt-sports@ki.mlit.go.jp)

電話連絡先：03-5253-8925（直通）

注：メール送信における申請書類紛失等の事故については、一切の責任を負いかねます。

５．問合せ先

　　○スポーツ庁 参事官（地域振興担当）付　岩本、中島

　　　電話：03-6734-3931（直通）

　　　電子メール：stiiki@mext.go.jp

　　○文化庁 参事官（文化拠点担当）付　 林、杉浦

　　　電話： 03-6734-4869（直通）

　　　電子メール：[bunkankou@mext.go.jp](mailto:bunkankou@mext.go.jp)

　　○観光庁 観光地域振興部 観光資源課　 角田、真下

　　　電話： 03-5253-8925（直通）

　　　電子メール：hqt-sports@ki.mlit.go.jp

以上